

日本語教室学習支援事業実施要領

1 目 的

この要領は、公益財団法人愛知県国際交流協会（以下「協会」という。）が、外国人児童生徒（以下「児童生徒」という。）に日本語指導を行うための日本語教室を運営する者や団体（以下「団体等」という。）に対して、児童生徒を対象にした日本語教室の運営に必要な経費の一部を助成する事業を行うために必要な事項を定める。

2 助成対象者

本事業の対象となる団体等は、次の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 別表に定める日本語指導者としての条件を満たす者が1名以上いること
- (2) 活動に関する規約を有すること
- (3) 年間収支が明瞭であること
- (4) 代表者及び会計責任者の定めがあること（代表者と会計責任者の兼務可）
- (5) 営利を目的とする団体又は地方公共団体が運営主体でないこと

3 助成対象となる日本語教室

本事業の対象となる日本語教室は、児童生徒を対象としたもので、次の条件をすべて満たす教室とする。

	児童生徒のみを対象とする日本語教室	それ以外（例：親子教室等）
(1)	愛知県内で開催されるものであること【共通】	
(2)	助成対象となる日本語教室に対して、国及び地方公共団体から補助金その他の助成を受けていないこと【共通】	
(3)	原則として、5人以上の児童生徒を対象とした日本語教室であること	原則として、5人以上の児童生徒が出席する日本語教室であること
(4)	原則として、児童生徒一人当たり週1回以上日本語指導を行うものであること【共通】	
(5)	児童生徒向けの、曜日、時間、対象児童生徒、指導内容等を明記したカリキュラムがあること【共通】	
(6)	原則として、日本語指導を行う者が児童生徒5人につき1人以上いること【共通】	

4 助成金の算定

助成金は、次のとおり算定する。（(1)と(2)を合算した額を助成する。）

(1) 教室運営基礎額

ランク	対象児童生徒数(人)	助成額（月額）
A	～10	10,000円
B	11～30	20,000円
C	31～50	30,000円
D	51以上	40,000円

(2) 人数割額

2,000円（月額）×対象児童生徒数

5 認定申請

団体等は、日本語教室学習支援事業認定申請書（様式1）に、団体概要書（様式1-2）、収支予算書（様式1-3）、日本語指導者調査票（様式1-4）、助成金振込依頼書（様式1-5）及び団体規約（任意様式）を添え、協会に認定申請を行う。認定申請は年度単位で行うものとし、協会が別途定める日までに認定申請を行う。

6 審査及び認定

協会は、日本語学習支援基金事業審査委員会を開催し、申請について審査の上認定を行う。審査

の結果は、日本語教室学習支援事業認定結果通知書（様式２）により、申請者すべてに通知する。

7 助成金の請求及び給付

団体等は、毎月の児童生徒の出席状況を取りまとめ、翌月の１０日までに日本語教室学習支援事業助成金請求書（様式３）により、協会に請求するものとする。

協会は、書類を審査の上、その月の末日までに団体等が指定する口座へ助成金を支払う。

なお、１か月間の出席率が５割に満たない児童生徒がいたときは、その児童生徒は当月分の助成対象としないものとする。

8 認定の取り消し等

協会は、以下の事由が判明した場合は認定を取り消す。また、団体等に対し、給付済みの助成金の返還を求めることができる。

- (1) 団体等が、偽りその他不正な手段により助成金を受給したとき
- (2) 団体等が、助成金を目的外に使用したとき

附 則

- 1 この要領は、平成２０年７月３日から施行する。
- 2 平成２０年度については、5 認定申請の記述中「毎年１月末日までに翌年度の認定申請を行う。」とあるのは、「平成２０年８月２５日までに平成２０年度の認定申請を行う。」とする。

附 則

- 1 この要領は、平成２０年１２月２６日から施行する。
- 2 平成２０年度の認定を受けた団体等については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成２２年８月６日から施行する。

附 則

この要領は、平成２３年４月１日から施行する。

別 表

日本語指導者としての条件（いずれか一つで可）

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① １年以上日本語教育若しくは研究に従事した者、又は１年以上日本語ボランティアの経験がある者② 学校で教師等の経験がある者③ 財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者④ 文化庁の「日本語教員養成のための標準的な教育内容」で定める４２０時間以上の養成講座を修了した者⑤ 大学（短期大学を除く。）において日本語教育に関する主専攻を修了し、卒業した者（関係科目４５単位以上）⑥ 大学（短期大学を除く。）において日本語教育に関する科目を修得し、卒業した者（関係科目２６単位以上） |
|--|